

## 法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

第1問 次の設問につき、それぞれ 10 行程度で簡潔に説明せよ（配点 50 点）。

### 【1-1】

被相続人に帰属する下記の財産等の中で、複数の相続人がいる場合、被相続人の死後に遺産共有（または準共有）となるものはどれか。遺産共有（または準共有）とならないものにはその理由を付記して示すこと。遺言書は存在しないものとする。なお見解が分かれうるものに関しては、判例に基づき理由を示せ。

- ① 住家屋 ②銀行預金 ③現金 ④車 ⑤弁護士との委任契約 ⑥墓

### 【1-2】

A は B の注文により、B の建物の建設を請負った。契約に従い、B は A に建設作業の半ばの工程で代金の半額を支払った。その後、A は工事完成時に支払われることが約束されていた残りの作業の報酬請求権を C に譲渡した。C は譲渡を受けた債権がこのようなものであることを知っていた。A から、この債権譲渡の旨を伝えられた B は「はい、分かりました。了解致しました」と回答していた。その後、A は倒産し、この建設作業は中断し、B は契約を解除した。このような事情にある場合、C は B に債務の支払を求めてきた。この請求は認められるか。法的問題点を指摘しつつ、判例に基づき解答せよ。

### 【1-3】

A は B からだまし取った 50 万円で、A の C に対する債務を弁済した。B は C に対して、50 万円につき不当利得返還請求をすることは可能か。判例に基づき解答せよ。

第2問 次の設例を読み、設問に答えよ。(配点 50 点)

Aは、大阪府内に所在する甲土地を所有していたが、2000年5月に事故で急逝し、3名の実子B・C・Dが相続により、その所有権を取得した。Aは遺言書を残していなかった。長男Bは、1995年3月に大学を卒業後、就職と同時に東京に在住し、仕事に忙殺されていたこともあり、甲土地の所有権取得後も、2001年の夏に法事で大阪に帰省したのを最後に、甲土地を訪れることは一度もなかった。長女Cも結婚を機に兵庫県に転居し、次男Dは大学入学と同時に京都市内に住んでおり、B・C・Dいずれにとっても、甲土地を使用する緊急の必要性はなかったので、遺産分割はなされずに今日に至っている。

2011年11月に、Bは久しぶりに近隣に来る機会があり、思い立って甲土地の様子を見に行つた。そこでBは、甲土地上に木造平屋建ての乙建物が築造されており、見知らぬ人物が乙建物に居住していることを、はじめて知った。乙建物にはEの表札が掲げられていた。Bは、たまたま在宅していたEに、自分が甲土地の権利を有する旨説明したうえで、Eが乙建物に居住するに至った経緯を聞いた。Eは、概略次のような説明をした。「1999年の冬頃にAとかねてから大変親しかったFという人物がAから、建物所有を目的として甲土地を利用する権利の設定を受けた。Aの死後1年半ほど経った2001年秋頃に、この権利に基づいてFが甲土地上に乙建物を築造した。2002年の春に自分が乙建物をFから買い受けたが、その後、将来入居を考えているケア付きマンションを借りる際の資金を蓄える目的で、2010年にGへ売却した。Gが登記費用と固定資産税の負担を嫌がり、登記名義を引き取らないので、自分名義のままになっているが、乙建物の現在の所有者はあくまでもGである。自分もあまり先は長くないし、財産を残してやる子供もない。体の自由がきかなくなつてケア付きマンションに入るまでここに住むことができればよいと思っている。」と。

そこでBはGの住所と連絡先を聞き、さっそく電話と手紙で連絡を試みたが、結局連絡がつかなかつた。不審に思つてGの住所を訪問したところ、その住居には別人の住居が存在しており、結局Gに会うことはできなかつた。

Bが建物の登記簿を調べてみたところ、乙建物については、2001年11月1日付でFを所有者とする所有権保存登記が、また、2002年4月25日付でFからEへの売買を原因とする所有権移転登記が、なされていることが確認された。

(問) Eの説明が眞実であると仮定する。Bは乙建物の収去および甲土地の明渡しを求めたいと考えている。このとき、AがFのために設定した占有権原として想定可能なもの(民法典に定めがあるもの)を3つ挙げて、それぞれの場合にBの請求が認められるかどうかを、検討しなさい。仮にBの請求が認められる場合、Bが単独で行うことができるか、誰に対して請求することができるか、という点にも十分に留意すること。